

【キャップ登録に関する規定】

1. この規定は、日本ライフセービング協会（以下 JLA）競技規則第 2 章 8.服装等(6)キャップについて「①キャップは、競技会の前
に本協会に登録されていなければならない(キャップ登録に関する規定参照)。」に基づき、キャップ登録に関する必要な事項を
定める。
2. キャップの登録は、ひとつのクラブ(チーム)において オーシャン競技用 と プール競技用 でそれぞれ 1 登録までとする。
3. キャップの申請は、チーム代表者が所定の「キャップ申請書」に必要事項を記載し、JLA 事務局「競技運営・審判委員会」宛に
提出しなければならない。
4. キャップ登録の審査は、競技運営・審判委員会によって行われる。その際、キャップの性質、デザインが一般常識に反している、また
は、競技者の識別や判定に支障をきたすと判断される場合、キャップの登録を許可しないか、デザインの修正を求めることがある。
5. キャップ申請が受理され作成の許可を受けたチームは、キャップの製作を行うことができる。チーム代表者が所定の「キャップ登録
書」に必要事項を記載、写真および作成したキャップを添付し JLA 事務局「競技運営・審判委員会」宛に提出しなければならない。
6. キャップ登録の受理については、JLA 事務局「競技運営・審判委員会」から申請したチーム代表者に対して「キャップ登録受理
証」が通達され、登録完了となる。
7. キャップ登録が認められた後は、当該クラブから再登録の手続きがなされない限り、競技会ごとに登録を行う必要はない。ただ
し、登録後、何らかの理由により競技運営・審判委員会がキャップ登録の変更を求めた場合、チーム代表者と競技運営・審判
委員会で協議して対応することとする。
8. 登録したキャップの性質やデザインを修正したい場合は、上記 3 の手続きを再度行うこととする(再登録)。再登録が認められた
場合、それまでに登録されていた内容は、全て取り消される。また、キャップ登録を取り消したい場合、JLA 事務局「競技運営・
審判委員会」宛に「キャップ登録取り消し届」を提出しなければならない(書式自由)。
9. キャップは、申請書ならびに登録書に記載された通りでなければならない。
10. キャップの性質とは、2 本のあご紐がついたキャップのことをいう。ただしプール競技用キャップについては、あご紐がないキャッ
プも認められる。
11. キャップのデザインとは、原則として色やパターンによって示される。
12. オーシャン競技用キャップについては、文字、マーク、標章、ロゴマーク、スポンサーなどの企業の商標・商標名を入れることは
できない。
13. プール競技用キャップについては、色やパターンに加えてチーム名の文字表記のみ許可される。装飾およびデザイン化された
文字は不可とする。
14. プール競技用キャップにおいて、既製品を使用する場合は購入時についているキャップのメーカーである企業の商標・商標名
またはロゴマークを認める。ただし、1 つのみの記載とし、15 cm²以下に限る。
15. オーシャン競技用として申請したキャップは、オーシャン競技のみ使用が認められ、同様に、プール競技用として申請したキャッ
プは、プール競技のみ使用が認められる。ただし、オーシャン競技用キャップとプール競技用キャップが同様の色とパターンで
あればプール競技に限り併用が認められる。また、SERC に関しては、大会規定による。
16. 「キャップ登録書」で登録された色が変色により異なった場合を含め、登録と違った場合は使用を認めない。
17. この規定の改廃は、競技運営・審判委員会の議決による。

日本ライフセービング協会 競技運営・審判委員会

附則

2012 年 4 月 1 日 施行

2015 年 4 月 1 日 改定

2016 年 3 月 1 日 改定

2017 年 4 月 1 日 改定